

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この利子補給金は、県内に所在する中小企業者又は組合が、省エネルギー関連設備、創エネルギー関連設備及び蓄エネルギー関連設備（以下「省・創・蓄エネ関連設備」という。）を整備するために借り入れた資金の利子を補給することによって、温室効果ガスの低減を図り、もって、地球温暖化防止に資することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社又は個人並びにこれらに準ずる者で知事が特に融資の必要があると認めたものをいう。
- (2) 組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された組合及びその他の法律に基づいて設立された組合であって、その構成員の3分の2以上が中小企業者であるものをいう。
- (3) 省・創・蓄エネ関連設備 山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資要綱（以下「融資要綱」という。）第2条第3号に定める設備をいう。
- (4) 取扱金融機関 融資要綱第2条第4号に定める金融機関をいう。（以下、「金融機関」という。）
- (5) 基準金利 山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資の基準となる金利をいう。（以下、「基準金利」という。）

(交付の対象)

第4条 利子補給金の交付の対象は、山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金を融通した金融機関とする。

(利子補給率)

第5条 利子補給の率は、年2.5パーセントを限度とする。

ただし、当該融資に係る基準金利が年3.5パーセント未満の場合にあつては、利子補給の率は、当該資金に係る基準金利から年1.0パーセントを除いて得た率とする。

2 前項に規定する利子補給の率は、別表1に掲げる率とする。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、利子補給金の交付年度の前年度1月1日から交付年度の12月31日までの期間における融資資金につき、第5条に規定する利子補給率で算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、当該利子補給率の割合で計算した額の合計額とする。

2 前項の規定により算出した利子補給金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、利子補給金を受けようとする年度の1月20日とする。

(実績報告)

第8条 規則第11条の実績報告書は、別記第2号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、申請書に添えて提出しなければならない。

(利子補給金の交付請求)

第9条 規則第5条の規定による利子補給金の交付決定の通知を受けた者が利子補給金の請求をしようとするときは、別記第5号様式によらなければならない。

(利子補給の打ち切り等)

第10条 知事は、融資要綱第11条第1号から4号の規定により融資資金の全部を償還させた場合は、利子補給金を打ち切るものとする。

(権利者の変更等)

第11条 利子補給金の交付の決定を受けた金融機関が合併等したときは、合併等により存続する法人若しくは設立された法人に限り、知事の承認を受けて、利子補給金の交付を受けることができる。

2 前項の規定による権利者の変更等の承認を受けようとする金融機関は、別記第6号様式によらなければならない。

3 利子補給金交付申請書を提出した金融機関又は利子補給金の交付を受けている金融機関は、名称又は所在地を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

貸付日	利子補給率
令和3年6月1日から	年0.5パーセント
令和7年4月1日から	年0.6パーセント
令和7年10月1日から	年0.8パーセント
令和8年4月1日から	年1.0パーセント
令和8年10月1日から	年1.1パーセント

別記第1号様式（第7条第1項関係）

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金利子補給金交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

所在地
名 称
代表者

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金利子補給金交付要綱第7条の規定により利子補給金を交付されるよう申請します。

別記第2号様式（第8条第1項関係）

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金利子補給金実績報告書

年 月 日

山口県知事 様

所在地
名 称
代表者

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金利子補給金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 利子補給金総括表（別記第3号様式）
- 2 利子補給金明細書（別記第4号様式）

別記第3号様式（第8条第1項関係）

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金利子補給金総括表

取扱金融機関名

融資年	融資 件数	平均融資残高	利 子 補給率	利子補給額
年	件	円	%	円
合 計				

別記第 4 号様式（第 8 条第 1 項関係）

利子補給金明細書

住 所						氏 名					基準金利		%		
融 資 額		円			融資年月日					期首融資残高 (延滞額を除く)			円		
期中償還					延滞額			期末融資 残 高	日 数	積 数	平均融資 残 高	利 子 補給率	利 子 補給額		
月 日	約 定	繰 上	延滞分		期末延滞 元本額	左のうち期中 発生延滞額									
			内代位弁済分												
	円	円	円	円	円	円		円	日	円					
合 計															

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

取扱金融機関名

別記第 5 号様式（第 9 条関係）

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金利子補給金交付請求書

年 月 日

山口県知事 様

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け 環境政策第 号の によって通知を受けた
利子補給金について、金 円を交付されるよう請求します。

振込先

振込銀行	銀行 金庫 組合			支店（支所） 出張所
口座区分	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

担当者連絡先

部署名		担当者名	
連絡先			

別記第 6 号様式（第 1 1 条第 2 項関係）

権利者変更承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

所在地
名称
代表者

下記のとおり変更したので、承認願います。

記

変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		

（注）債権を承継したことを証する書類を添付すること。